

第7回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

- 1 日 時 平成23年6月29日（水）午後6時30分～8時30分
- 2 場 所 前原暫定集会施設B会議室
- 3 議 題
 - (1) 市民活動団体等の活動を充実させるための方策について
 - (2) 協働を推進するための環境整備について
 - (3) (仮称)協働事業における契約のあり方等検討小委員会の設置について
 - (4) その他
- 4 提出資料
 - (1) 第7回検討委員会検討資料（7の1）
 - (2) 第6回検討委員会（5月25日）における主な発言要旨（発言順）（7の2）
 - (3) 小金井市長による平成23年度施政方針（市報こがねい・6月15日号）（参考資料）（7の3）
 - (4) 平成22年度協働推進ワークショップ報告書（参考資料）（7の4）

第7回検討委員会検討資料

- 1 市民活動団体等の活動を充実させるための方策について（（仮称）市民協働支援センターの機能と重複する部分あり）
 - （1）補助金・助成金などの財政支援（基金の創設を含む）
 - （2）活動場所の提供
 - （3）市民活動のための相談窓口設置
 - （4）市民活動の運営に関する研修等の実施
 - （5）I Tなどの技術支援
 - （6）専門家の派遣
 - （7）情報誌の発行

- 2 市民協働を推進するための環境整備について
 - （1）市職員の協働意識の向上
 - （2）市民、市民活動団体等の協働意識の向上
 - （3）市民協働の担い手等の人材発掘・育成
 - （4）市民活動団体等一覧の編集・I T化

第6回検討委員会（5月25日）における主な発言要旨（発言順）

- 1 「新市長の公約中、本検討委員会に関係する事項」として資料が出ているが、心強い話が多い。具体化されることを期待したい。
- 2 自治基本条例は、どの自治体も制定していく方向にはなっている。遅かれ早かれ自治基本条例を作り、その下にいろいろな条例が入ってくる。
- 3 条例の持つ意味合いは、非常に大きい。指針とは重みが全く違う。条例の内容によっては人員を配置しなければならないとか、予算化の問題も出てくる。指針は内部的なもので、首長が変わると指針も変わるということもある。
- 4 条例に、協働事業における契約のあり方をどう盛り込むかが重要である。何も規定しなければ、従来の委託契約になってしまう。協働事業における契約のあり方については、小委員会で議論する予定である。
- 5 条例がよいと思うが、条例に何を盛り込むかを答申文に書くのは、プレッシャーだ。
- 6 この委員会は、条例づくりをするわけではない。条例にどんなことが必要か、どんな考え方が必要かということだけは出しておかなければならない。
- 7 条例の方がよいと思うが、先に市民参加条例があるので自治基本条例をつくってそれに基づき条例を整備するのが分かりやすい。ただ、それだと何年かかるか分からない。
- 8 協働に関する単行条例を作るのは、わりあい簡単なことだと思う。もうひとつは、市民参加条例を改正して協働の規定の部分を充実させる方法がある。自治基本条例を待っていると時間がかかるので、条例を作っておいて、自治基本条例には理念的なものを入れる。手続き的なもの、具体的なものについては、必要に応じて条例を改正し、協働条例としていくことが考えられる。
- 9 条例は重いので、職員は相当意識し、それに基づいて仕事をしなければならない。すべての仕事に何らかの形で波及するので、影響力が大きい。逆に言うと、条例があるからこのような形で進めたいということもできる。条例で決まっているので、これは協働のルールでやるという流れになる。

- 1 0 逆に、条例で規定されているからそれが制約になってしまうこともある。
- 1 1 基本的な部分は条例で規定し、そうでない部分は規則で規定して柔軟に運用する方法もある。
- 1 2 実態調査報告書に盛り込んであることを実現するためにはどのような方法がいいかということの原点にするべきだ。条例がいいとは思いますが、基本条例にこだわる必要はないと思う。基本条例を制定して機能しているかという点、あまり機能していない。精神条項として基本条例があるだけで、それに基づき政策を具体化する努力を行政も市民も怠っている面がある。
- 1 3 基本条例は必要だと思う。また、協働事業がなかなか進まないとか、課題を残して前進しにくい原因が指針にあるというのであれば、条例化するのはいいと思う。
- 1 4 協働に関する条例を作らないと、大きな改善ができないような気がする。協働に焦点を当てた条例があっていい。
- 1 5 条例化をしていくという方向でまとめる。市民も参画して進めていく推進会議のような組織も条例で規定するよう求める。また、協働の専担課の整備も求めていく。
- 1 6 協働事業の選定や評価をする権限を有する常設機関を作るべきだ。
- 1 7 小委員会でヒアリングする中で、市が単独で実施している事業についても、協働事業にした方が効果的だと思われる事業や、市民協働の手法を取り入れた方がよいと思われる事業があることが分かった。市民がかかわって市の既存の事業に手を突っ込み、この事業は協働事業とした方がいいと言えるような仕組みづくりができるかどうか最大のポイントだ。そのような権限のある常設機関を作るにはどうすればよいかを考える必要がある。行政の内部に市の既存の事業について判断する組織を設けても、大胆な切り込みができない。
- 1 8 指摘のような仕組みを条例の中に組み込むことでまとめていく。
- 1 9 協働事業提案制度として、市民提案型と行政提案型を取り入れることで

まとめてよいか。

20 市民提案型協働事業は、小平市でも国分寺市でもやっている。市が実施している事業を市民協働でやった方がいいかどうかの総括無しに、市民側から提案しなさい、お金は出しますよというのは、おかしいと思う。行政側から、この事業は市民協働でやりたいということを提案すべきだ。市民提案型協働事業は、いかにも協働事業をやっているというアリバイ工作的な色彩がある。しかもごくわずかな予算だ。市が単独で実施している事業には、協働事業にふさわしいものが多くあると思う。それをきちんと見直すべきだ。そのことが重要だ。

21 指摘の点は、入れていく。市民提案型については、市民団体側が行政にお金を頂戴と言っているだけのように見える。行政側がどのように責任を持つか、市民団体側がどのように責任を持つかという部分をはっきりさせないと、協働にはならない。また、基本的に3年間やったら、制度としてその事業が通常事業の中に入り込んでいくというプロセスを取る必要がある。それも入れようと思う。

22 行政提案型を作ると、行政側も何も出さないで怒られるよりは、出してしまうおうとなるのではないか。

23 面倒くさいなと思うものは出してくるかもしれない。

24 ヒアリングでは、既に市民がかかっているのに、条例の根拠が薄弱なために手放せないという感触もある。その意味では、行政提案型が先に出てきて、行政職員の発想が無いような事業について市民提案型が出てくるのがいいと思う。順序としては、既にボランティアがかかっているような事業を精査していけば、お互いに信頼関係が生まれて、協働の認識が広がるのにもいいと思う。

25 市民提案型協働事業、行政提案型協働事業の両方をやるべきだが、市民提案型はこのように進めてほしい、行政提案型はこのように進めてほしいとうたっていく。小委員会の報告書の中にも入っているが、市民がいろいろな形でかかっている事業を、協働事業のスタイルにどう切り替えられるかということも重要だ。

26 行政提案型による提案を待っていても、行政の中からは出てこないことははっきりしている。市民も参加して第三者的な機関で機能を果たせるようにする。これには、市民もよほど禁欲的にかかわっていかないといけない。単に物取りではだめだ。それを仕組みとしてどのように作っていくかが大事だ。

27 それについては、推進会議のような組織を置き、単にこうした方がいいと言うだけではなく、権限を強める必要がある。そのためには、推進会議の位置づけを条例化しないと、そのような権限は持てない。その意味合いで入れていく。

28 評価を含めてそのような組織でやっていくことが非常に大事だ。

29 条例は、罰則ありにすべきだ。

30 条例については、協働が実現できるようなものにすべきだ。

31 協働事業について、市役所内部で検討する場があったか。

32 協働推進基本指針を策定する際は庁内に委員会を作り検討したが、それ以外に協働事業について全庁的に検討する場はない。

33 市民提案型協働事業、行政提案型協働事業のような事業が市民側にどんどん出されるようになった場合、本当に必要なのは市民活動団体の力である。その意味で、議題の3の市民活動団体の育成が重要になる。そのための方策の一つが、市民活動団体等に対する助成金などの財政支援である。社会福祉協議会のさくらファンドは総額で100万円程度ということだが、市民活動団体にとっては助かっている。市の支援は、より多くの金額でやってもらわないと、市民活動団体は育っていかない。市川市の例のように相当な金額をプールし、市民側に回るような形にすべきだ。これらを盛り込めたらいいと思う。

34 新市長が、市民活動団体支援制度の創設を選挙公約に掲げたことは、チャンスかもしれない。

35 小金井市には多くの市民活動団体があるが、自宅を事務所にして自宅の

電話を使うなど、持ち出しでやっている例が多い。その人が体調を崩したり、違った方向に興味がいけば、活動の継続が困難になる。行政職員が市民活動団体に安心して任せられるか不安になる大きな要因でもある。企画力があり、いい人材がいる団体を、どのように支えていくのかが非常に重要だと強く感じている。

3 6 市民活動団体をどのようにして支え、どのようにして強くしていくのかは、非常に重要だ。基金を設けたり、市長が公約で言っているようなことも取り入れようと思う。活動場所の問題は、センターのあり方にかかわってくる。センターは、インキュベーション機能を果たすスペースを確保することも大きな役割だと思う。

3 7 センター機能を強化して、団体が活動しやすくして支援するのが基本かと思う。

3 8 中間支援組織を強化して、小さな団体を組織化して育てていく。そのためにはそれなりの財源が必要なので、新市長の公約である「市民税の1%」は、有効活用できるのではないか。

3 9 広報紙を出すにも、問合せ先が必要だ。リスクを承知で、個人の携帯やアドレスを公開している中で、センター機能の充実が非常に望まれる。

4 0 センター機能の中に、共同のオフィスということでインキュベーション機能を持たせるよう盛り込んでいく。

4 1 センター機能として、団体の事務局機能を担ってもらえればよいと思う。

4 2 センターに団体の事務局をお願いするのは、頼ってしまい団体が育たない。その代わり、場所の提供は必要だ。

4 3 社協のボランティアセンターと市民協働支援センターで、業務の住み分けが必要だ。紛らわしい名称も避けてほしい。

4 4 市長の公約である「個人市民税の1%でNPOなどを支援する『市民活動団体支援制度』創設」は、非常にすばらしいことで、ぜひ実現させてもらいたいということを、この委員会として申し上げてもいいのではないか。実

際に市民活動を行う人たちに対する支援は、非常に重要だ。

4 5 協働事業提案制度の他市の例をみると、予算額が例えば100万円限度と少額に限られている。もっと大きな額を認めるべきだ。そうでないと、大きな仕事はできない。

4 6 大きな額にした場合、市民活動団体にそれを使いこなせる力量があるかどうかが問われてくる。

4 7 市民活動団体に対する支援で、肝心なのは人件費を込みで出せるかどうかだ。今回の東日本大震災で、中央共同募金会が初めて活動支援金の中に人件費を含めて結構だということになった。だから動く。

4 8 それは画期的だ。通常、助成金は備品の購入などに限定され、人件費は認めない。

4 9 この事業を進めるためには少なくとも人件費1人分、500万円を助成するとかでないと、事業が回らない。

5 0 市民協働を推進するための環境整備の中で、市職員の協働意識の向上と市民、市民活動団体等の協働意識の向上が非常に重要だ。職員研修等を含めて協働意識の向上の重要性を入れていきたい。

5 1 条例を整備した場合、職員の協働意識の向上は期待できるか。

5 2 条例にした場合は、期待できる。

5 3 今回初めて、新入職員の研修で、「市民協働の推進に向けて」と題して準備室の市民協働推進員に講義してもらった。今後とも職員課と連携して有意義な研修に取り組んでいきたい。

5 4 研修は大事だが、座学研修はそれほど身に付かない。NPOに1年間派遣するくらいでないと育たない。これを実践している自治体もいくつかある。

5 5 (その他として、委員が協働ワークショップの状況について報告し、議論した。) (以上)